

議会運営委員会会議録

(平成27年5月26日)

栄町議会

議 会 運 営 委 員 会

議 事 日 程

平成27年5月26日（火曜日）

午前10時00分開会

事 件 （1）平成27年第2回栄町議会定例会の付議事件について

1. 町長提出議案 18件

人事案件	2件
専決処分の承認	2件
条例の一部改正	4件
町道の廃止	1件
補正予算	3件
報告	5件

（2）諸般の報告について

1. 現金出納の検査結果報告	3件
2. 議員派遣報告	1件

（3）請願 1件

（4）一般質問について 通告者9名

（5）会期、議事日程、会議録署名議員の指名について

（6）その他、議会運営に関すること

出席委員（6名）

委員長	藤村勉君	副委員長	松島一夫君
委員	橋本浩君	委員	金島秀夫君
委員	山田真幸君	委員	大野徹夫君

欠席委員

なし

出席を求めた者

議長	大澤義和君	副議長	大野博君
----	-------	-----	------

説明のため出席した者

総務課長 長崎光男君

出席議会事務局

事務局長	鈴木正巳君	書記	野平薫君
------	-------	----	------

◎ 開 会

○委員長（藤村 勉君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（藤村 勉君） 本日は平成27年第2回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。委員の皆様並びに議長、副議長、また、執行部から長崎総務課長の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、大澤議長よりご挨拶をお願いします。大澤議長。

○議長（大澤義和君） 議会運営委員会の皆さんにはご苦勞様でございます。今日も五月晴れ、いいお天気でございます。田んぼもほとんど緑一色になりました。そんな訳で6月定例議会、スムーズな運営ができますように運営委員の皆様にはよろしくご審議くださるようお願いしましてあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いします。

◎ 審 議

○委員長（藤村 勉君） ありがとうございます。それでは、さっそく審議に入ります。

今定例会の招集日は6月2日の火曜日です。現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案等が18件、その内訳としまして、諮問を含めた人事案件2件、専決処分の報告・承認3件、条例の一部改正が4件、町道の廃止1件、補正予算3件、それと報告が5件となっております。また、請願が1件、一般質問通告は9名となっております。

それでは、始めに、町長提出議案等の18件について、長崎総務課長より説明をお願いします。長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） それでは、平成27年第2回栄町議会定例会提出予定議案等につきましてご説明を申し上げます。

町長提出議案につきましては、ただいま委員長からもございましたように、諮問等を含めまして18件でございます。

上から順番にご説明をさせていただきます。諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、所管課は総務課でございます。現委員の任期満了に伴いまして、引き続き後任の委員として、現在の委員を候補者として法務大臣に推薦すべく、議会の意見を求めるものでございます。

続きまして、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについてでございます。所管課は税務課でございます。概要等でございますが、栄町税条例等の一部を改正する条例を制定することについて、平成27年3月31日に専決処分いたしましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第2号、同じく専決処分を報告し承認を求めることについてでございます。所管課は同じく税務課でございます。内容でございますが、栄町都市計画税条例の一部を改正する条例を制定することについて、平成27年3月31日に専決処分いたしましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第3号、同じく専決処分を報告し承認を求めることについてでございます。所管課は健康保険課でございます。内容でございますが、栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することにつきまして、平成27年3月31日に専決処分いたしましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第4号、栄町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。所管課は総務課でございます。内容でございますが、現委員の任期満了に伴いまして、同委員を再任すべく、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第5号、栄町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例でございます。所管課は総務課でございます。内容でございますが、厚生年金保険法等の一部改正により、特定警察職員等の定義を定める地方公務員共済組合法の規定が削除され、同様の内容が厚生年金保険法に新たに規定されることから、同法の規定を引用するものでございます。分かり易く言いますと、職員の再任用に関する条例で引用しております法律名を変更するものでございます。

続きまして、議案第6号、栄町重度心身障害者（児）の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。所管課は福祉課でございます。内容でございますが、現在、償還払いにより実施している重度心身障害者の医療費助成につきまして、平成27年8月1日から現物給付を加え実施するものでございます。

続きまして、議案第7号でございます。栄町重度心身障害者（児）の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。所管課は福祉課でございます。内容でございますが、高額治療継続者を自立支援医療の対象とする経過措置が延長されたことから、同様に当町の重度心身障害者医療費助成制度においても経過措置において同様に延長するものでございます。

議案第8号でございます。栄町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。所管課は福祉課でございます。内容等でございますが、生活保護を受けている高齢者や市町村民税非課税世帯のうち、特に所得の低い高齢者の介護保険料率につきまして、保険料基準額に対する割合を現行の0.5から0.45に引き下げ、軽減を強化するものでございます。

続きまして、議案第9号でございます。栄町道路線の廃止についてでございます。所管課は建設課でございます。内容等でございますが、日本食研ホールディングス株式会社の南側に接しております歩行者専用道路につきまして、矢口工業団地拡張事業のために廃止するものでございます。

続きまして、議案第10号、平成27年度栄町一般会計補正予算第1号でございます。所管課は財政課でございます。内容等でございますが、既定の歳入歳出予算に1,203万6,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を67億3,793万6,000円とするものでございます。

続きまして、議案第11号でございます。平成27年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算第1号でございます。所管課は財政課でございます。内容でございますが、既定の歳入歳出予算に300万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を5億5,439万9,000円とするものでございます。

続きまして、議案第12号、平成27年度栄町矢口工業団地拡張事業特別会計補正予算第1号でございます。所管課は財政課でございます。内容でございますが、既定の歳入歳出予算に3億5,130万円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を4億3,801万7,000円とするものでございます。

以下、報告が5件になります。報告第1号、専決処分の報告について、所管課は福祉課でございます。内容等でございますが、平成26年12月19日に、ファミリーマート栄安食店駐車場内におきまして、駐車のため一旦停止した公用車に、駐車場から出るため後退してきた相手方車両が追突した車両事故につきまして和解等について専決処分いたしましたので、議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第2号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。所管課は財政課でございます。平成26年度栄町一般会計補正予算第8号、第2条の繰越明許費について翌年度に繰り越しいたしましたので、その旨を議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第3号、繰越明許費繰越計算書についてでございます。所管課は財政課です。内容でございますが、平成26年度栄町国民健康保険特別会計補正予算第2号、第2条の繰越明許費につきまして翌年度に繰り越しいたしましたので、その旨を議会に報告するものでございます。

報告第4号、同じく繰越明許費繰越計算書についてでございます。所管課は財政課でございます。内容でございますが、同じく平成26年度栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号、第2条の繰越明許費につきまして翌年度に繰り越しいたしましたので、その旨を議会に報告するものでございます。

最後でございます、報告第5号、繰越明許費繰越計算書につきまして、所管課は財政課でございます。内容でございますが、平成26年度栄町介護保険特別会計補正予算第3号、第2条の繰越明許費につきまして翌年度に繰り越しいたしましたので、その旨を議会に報告するものでございます。

以上18件でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（藤村 勉君） ありがとうございます。町長提出議案の説明が終わりましたが、

質疑等あればお願いいたします。

[「なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） 質疑が無いようですので、ここでお諮りいたします。諮問第1号及び議案第4号はいわゆる人事案件ですので、先例により初日の2日、提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） 異議がないようですので、諮問第1号及び議案第4号は、初日の2日、提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことに決定いたします。

○委員長（藤村 勉君） 町長提出議案等については以上のとおりといたします。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明をお願いします。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） 諸般の報告でございますが、まず、監査委員から現金出納の検査結果報告書といたしまして、平成27年3月期分～5月期分までの3件について、いずれの月においても特段の指摘がありませんでしたので、議長からその旨のご報告をお願いいたします。

次に、議員派遣報告ですが、平成27年2月24日からの議員派遣報告につきましては、昨年の12月議会の議会運営委員会におきまして、議員各位への配布はせずに、議会事務局内の告知板への掲示をもって報告に変えるということになっておりますので、配布は省略させていただいております。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） ただいま、事務局長より説明がありましたが諸般の報告については説明のとおりといたします。

○委員長（藤村 勉君） 続きまして、請願について事務局長より説明をお願いします。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） 請願でございますが、平成27年5月26日付けで、千葉県印旛郡栄町中谷371-5請方外七大字土地改良区理事長、北島千久氏より「政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出を求める請願書」が提出されました。紹介議員は松島一夫議員でございます。内容につきましては、請願文書表をお配りしてありますので、ご覧いただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） 請願第1号は、経済建設常任委員会に付託し、審査することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（藤村 勉君） 異議がないようですので、請願第1号「政府による緊急の過剰米処理を求める意見書の提出を求める請願書」は、経済建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 請願文書表の請願者の、請方外の「他」が違っております。「外」です。訂正をしてください。

○委員長（藤村 勉君） 事務局、よろしいですか。

○事務局長（鈴木正巳君） 分かりました。

○委員長（藤村 勉君） 請方外の「他」ね。

○委員長（藤村 勉君） 続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたします。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、一般質問の通告につきましては、お手元に通告書を配布させていただいておりますが、9名の議員から出ております。通告順に申し上げますと、野田議員、染谷議員、山田議員、菅原議員、高萩議員、金島議員、橋本議員、戸田議員、松島議員となっております。質問の内容につきましては通告書のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） 一般質問については、事務局長の説明のとおりといたします。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 一点、若干気になるところがございまして、戸田栄子議員の通告の2番の内容なんですけれども、一般質問は、町の行政運営全般について質問できるということだと思いますが、ちょっと、事務局もう一回、一般質問というものの定義を、明確なのを教えてくださいいただけますか。

○委員長（藤村 勉君） 事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） 始めに、一般質問とは、地方議会運営辞典の地方議会用語の解説によりますと、「議員が、その属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、又は疑問を資すことをいう」と解説されておまして、質問は議案とは関係なく当該団体の行政全般について認められるもので、付議された事件に関し疑義を資す「質疑」とは本質的に異なるとして、質問の対象、範囲は当該団体の一般事務であるが、この一般事務とは、地方公共団体の事務の他、「法定受託事務」にも及ぶと解されると定義付けされております。以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） どうですか、松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 今の説明を聞いていますと、やはり要は町の事務ですよ。これは、町の事務とは関わりがないのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（藤村 勉君） どうですか、委員の皆さん。これに関して皆さんの意見等があれば。確かにこれを見ましてですね、国で決めた事を町長に聞いても、町長答えられないのではないかなとは思いますが。まだ決まってもいませんからね。ですから、どうでしょうか、委員の皆さん、何もありませんか。山田委員。

○委員（山田真幸君） 一般質問の趣旨とはちょっと違うみたいなのですが、町長が答えると言うなら、それでよしとするしかないのかなというふうには思いますけれども。

○委員長（藤村 勉君） ただ、町長答えられないでしょう、これは。町長に聞かれても。どのようにしましょう、皆さん。総務課長、どうですか、総務課長の個人的な考えでいいです、総務課長としてはどういうふうに思いますか。

○総務課長（長崎光男君） 私としては、先ほどもありましたけれども、閣議決定はされたようなのですが、国会でもこれから審議が始まる場所でもございますので、現状ではそれを見守るとか、それを受けた後に、とか、そういうような答弁しかできないのであろうと思います。

○委員長（藤村 勉君） そうですよ。傍聴、静かにしてください。傍聴、静かにしてください。どうですか、他、皆さんの意見としては。これに対して総務課長、町長は何か言っていましたか。

○総務課長（長崎光男君） 申し訳ございません、まだ確認はしてございません。

○委員長（藤村 勉君） 今日やってからだから、まだ言ってないよな。どのようにしましょうか、いま、こういうふう一般質問提出されているんですけれども。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 委員長、暫時休憩でいいですか。

○委員長（藤村 勉君） 暫時休憩します。

午前 10 時 20 分休憩

午前 10 時 23 分再開

○委員長（藤村 勉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、今の件に関しましては、一般質問に関しては後ほどまた話し合いたいと思います。

続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について事務局長より説明をお願いします。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは始めにお手元に配布してございます会期予定をご覧くださいと思います。

会期といたしましては、6月2日火曜日10時に招集されまして、翌週12日金曜日までの11日間となります。会議の内容としましては、初日2日は10時から、町長提出議案の提案理由の説明となります。

なお、先程決定されました諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議案第4号栄町固定資産評価審査委員会委員の選任については、これまでと同様に質疑・討論のあと採決までおこなっていただければと思います。

また、本会議終了後に経済建設常任委員会を開催していただきまして、請願の審査を行う予定としております。

その後、6月3日から議案調査のため休会に入りまして、週明け一般質問を10日（水）に4名、11日（木）に4名、そして、最終日12日10時から一般質問1名と、引き続き本会議にて、議案及び請願の質疑・討論・採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただいまの会期予定に準じた日程といたしまして、第1号から第4号までを作成しております。まず、初日2日の1号をご覧いただきたいと思っております。日程的には、議案番号順に議題といたしまして、先程申し上げました、町長提出議案の提案理由の説明になります。なお、先程ありました、人事案件の諮問第1号と議案第4号の固定資産評価審査委員会委員の選任については、採決までお願いいたします。

また、先程も申しあげましたが、本会議終了後は、経済建設常任委員会を開催していただきまして、請願の審査を行う予定としております。

次に、10日と11日の第2号、第3号につきましては、一般質問の日程となります。そして、最終日、一般質問1名と、議案及び請願の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、5番金島議員、6番染谷議員をお願いいたしますと思っております。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） ただいま、事務局長より説明がありましたが、会議録署名議員については5番金島議員、6番染谷議員。

次に、会期、議事日程については、ただいまの説明のとおりとしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（藤村 勉君） 異議がないようですので、会期、議事日程は、説明のとおりに決定いたしました。

続きまして、その他でございますが、事務局、何かございますか。鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） それでは、その他ということで3点ほどありますのでお願いいたします。

まず1点目でございますが、クールビズでございます。今年も町においては職場環境の保全・省エネ対策及び事務能率の向上を図るため、5月11日から10月31日までの間、男性職員については会議や出張などネクタイ着用が必要な場合を除き、ノーネクタイとしております。このことから、平成25年9月の栄町議会申し合わせ事項の改正に基づきまして、議会も執行部と同様にクールビズの服装ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

次に2点目ですが、今回6月定例議会ですので、議会と執行部による慣例の懇親会がありません。最終日12日の金曜日5時30分から金田屋にて行いますので、ご参加をお願いしたいと思います。

最後3点目ですが、議会申し合わせ事項の一部変更についてご説明申し上げます。お手元に配布してございます議会申し合わせ事項の新旧対象表をご覧くださいと思います。

この件につきましては、平成27年2月24日（火）13時30分から開催されました議会運営委員会において、一般質問の電子メールでの届出という提案がございまして、委員会においてその通告方法について議論・審議がなされました。結果、一般質問の電子メールでの受付方法については、議会申し合わせ事項の中に追加することで良いのではないかと委員一致の意見、いわゆる採決がなされ、その審議結果を全員協議会で意見を伺うこととされました。

次に、同日開催されました全員協議会の中で、事務局から、議会運営委員会で議論・審議された一般質問の通告方法の一つの手段として、議会申し合わせ事項の中に、新たに電子メールでの事務局への提出を追加することを議事として、議論していただきました。

結果といたしましては意義を唱えた委員はどなたもおりませんでした。1点、電子メールでの通告書の締め切り時間について、メールの送信時間なのか、あるいは事務局への着信時間とするのか、が課題となっておりますので、最終的に事務局で案を作成しまして、再度、議会運営委員会で議論いただくこととして閉会しております。

そのような経緯・経過の中で、事務局案としてお手元の新旧対象表の中の（1）の下線部分において、「（以下、「基準時」という。）」を付け加えまして、（6）を新たに追加し、一般質問の提出方法と、その受信時刻が基準時以前でなければならないことを追加いたしました。いわゆるこれまでと同様に、電子メールにおいても事務局が通告書を受領する時間、基準時という時間を明確に、午後5時を原則とさせていただいたものでございます。

説明の方は以上でございます。なお、只今申し上げました3点につきましては、このあと開催されます全員協議会のほうで再度ご説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） ただいま事務局長より説明がございましたが、1点目のクールビズ及び2点目の懇親会につきましては、例年のとおりでございますので、事務局長の説明のとおりといたします。

次に、3点目の一般質問の電子メールでの取り扱いについてですが、事務局の説明のとおりの内容でよろしいでしょうか。 松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 確かに、メールは発信すれば、通常だったら即座に受信されるはずなんですけれども、タイムラグが生じる事もありますし、事務局がこの日の5時までずっとメールをチェックしているわけにもいかないの、電子メール送信したときは、必ず電話を入れるみたいな、ただし書き入れておいたほうが間違いがないんじゃないかなと思うんですが。いま入れたから、とか、いま入れるから確認してくれと。目に見えないものは信用できないんだよね。

○委員長（藤村 勉君） どうですか皆さん、それについては。確かに、こっちで送っても、

たまにどこかいつているときがあるから、多分、その時間の差があって、5時までに着いていない場合も考えられることがあるんです。ですから、いま入れました、と1本電話等を入れておいてくれれば事務局も助かる、分かるよな。事務局長。

○事務局長（鈴木正巳君） ただいまの松島委員のご意見につきまして、事務局といたしまして、例えばメールアドレスの事務局への登録、送信前・送信後の事務局への電話連絡、また、事務局が受付したことの返信メール、あるいは一般質問の通告書の規定様式を事前に事務局からメールで受信していただくなど何点かございますが、あまり細部に渡る取決めを入れるか入れないかうちのほうでも考えまして、細かなことは、できましたら事務局と議員の暗黙のルールで運用できればと思ひまして、今回、あえて申し合わせ事項の中には明記いたしませんでした。前回2月24日の議会運営委員会でも、議事録を拝見させていただきますと、やはりメールアドレスの登録、送信前・送信後の電話連絡、一般質問の事務局からのメール受信、返信メールということでお話が出ておりましたので、今回、申し合わせ事項の中には入れませんでしたけれども、その辺のところは決まれば9月議会からお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） あまり細かく決めちゃうとあれですけども、とりあえずいま入れた、という一報は事務局のほうに入れてもらいたいと思ひますけど、それでどうでしょうか。松島委員。

○副委員長（松島一夫君） 実施要綱のようなものを、箇条書きでいいから事務局で作ってもらうということでもいいだろう。

○委員長（藤村 勉君） そのようにしたいと思ひます。

他に、何かございますでしょうか。

[「なし」という声あり]

◎ 閉 会

○委員長（藤村 勉君） ないようですので、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

午前10時33分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成27年6月22日

議会運営委員会委員長 藤村 勉